

令和3年4月26日

国土交通大臣

赤羽 一嘉 殿

埼玉県知事

大野 元裕

感染拡大防止に資する取組の実施について（要請）

日頃より、貴省におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、本県においては、変異株の影響もあり、新規陽性者数が増加しており、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を講じるべき区域（措置区域）として15市町を指定し、令和3年5月11日までの間に、まん延防止対策に取り組んでおります。

県としましては、今がまさに感染拡大防止の正念場であり、ゴールデンウィークには日中を含め不要不急の外出や移動の自粛、特に県境をまたぐ緊急事態措置区域との往来を控えるよう要請しております。

つきましては、貴省におかれましても、こうした県の取組の実効性を確保するため、令和3年4月29日から5月9日までの期間における鉄道の減便などについて、一層の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【参考】措置区域

さいたま市、川越市、川口市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町